

八代都市計画道路の変更（八代市決定）

都市計画道路中 3・4・11 号西片西宮線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・11	西片西宮線	八代市西片町字園田	八代市西宮町字階下	八代市西片町字乙津	約 1,020m	地表式	2 車線	16 m	幹線街路八代臨港線と平面交差 1 箇所、幹線街路国道 3 号線と平面交差 1 箇所	
	車線の数		2 車線			約 1,020m					

理 由

八代都市計画道路 3・4・11 号 西片西宮線は、熊本県八代市西片町字園田を起点とし、同市西宮町字階下を終点とする延長約 1,000m、代表幅員 16m の都市計画道路である。

本路線のうち、起点の県道八代港線（(都) 八代臨港線）から市道上片町上日置町線までを 1 工区（360 m）、市道上片町上日置町線から市道上日置町西宮町 1 号線までを 2 工区（350m）、市道上日置町西宮町 1 号線から終点の国道 3 号（(都) 国道 3 号線）までを 3 工区（290m）として整備を行う。

3 工区の整備にあたり、国道 3 号との交差点設計及び関係機関との協議結果を踏まえ、安全で円滑な交通処理を図るため、国道 3 号交差点北側の取付区間において、当初の計画であった「右左折の 1 レーン」を「右折レーンと左折レーンの 2 レーン」に分けたことにより、道路区域（交差点形状）の変更を行うものである。

また、3 工区の予備設計に係る調査の結果、当初 290m であった 3 工区の延長が 310m に確定したことにより、全体延長を 1,000m から 1,020m に変更するものである。

新旧対照表

( ) 内は旧

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	( ) 3・4・11	( ) 西片西宮線	( ) 八代市 西片町 字園田	( ) 八代市 西宮町 字階下	( ) 八代市 西片町 字乙津	(約 1,000m) 約 1,020m	( ) 地表式	( ) 2 車線	( ) 1 6 m	( ) 幹線街路八代臨港線と平面 交差 1 箇所、幹線街路国道 3 号線と平面交差 1 箇所	
	車線の数		( ) 2 車線			(約 1,000m) 約 1,020m					

都市計画の策定の経緯の概要

八代都市計画道路の変更

事 項	時 期	備考（相手方・対応者）
管理者等との意見調整 （事前協議）	令和2年6月16日～ 令和3年9月上旬	道路管理者（国土交通省熊本河川国道事務所） 道路管理者（熊本県県南広域本部維持管理課） 道路管理者（八代市建設部土木課） 熊本県公安委員会（県警本部交通規制課）
代表者・地権者への戸別説明 地域住民への周知	令和3年9月中旬～ 令和3年10月中旬	地域の代表者、地権者、地域住民
計画案の作成	令和3年10月中旬	八代市長（八代市建設部都市整備課）
管理者等との本協議・回答	令和3年10月中旬～ 令和3年11月中旬	道路管理者（国土交通省熊本河川国道事務所） 道路管理者（熊本県県南広域本部維持管理課） 道路管理者（八代市建設部土木課） 熊本県公安委員会（県警本部交通規制課）
熊本県との事前協議・回答 ＜大臣同意不要＞	令和3年10月中旬～ 令和3年11月中旬	熊本県知事（熊本県土木部都市計画課）
公告・計画案の縦覧 ＜意見書聴取＞	令和3年11月下旬～ 令和3年12月中旬	八代市長（八代市建設部都市整備課）
八代市都市計画審議会 委員事前説明	令和4年1月上旬～ 令和4年1月中旬	八代市長（八代市建設部建設政策課） （八代市建設部都市整備課）
八代市都市計画審議会付議＜ 意見書要旨の提出＞	令和4年1月21日	八代市長（八代市建設部建設政策課） （八代市建設部都市整備課）
熊本県との本協議・回答 ＜大臣同意不要＞	令和4年2月上旬～ 令和4年2月下旬	熊本県知事（熊本県土木部都市計画課）
都市計画の決定	令和4年3月上旬	八代市長（八代市建設部建設政策課）
決定の告示（効力発生）、図書 の縦覧	令和4年3月中旬～	八代市長（八代市建設部建設政策課）
熊本県知事に図書の写しを送 付	令和4年3月下旬	八代市長（八代市建設部建設政策課）
縦覧場所の公告、図書の写し の縦覧	令和4年4月上旬～	熊本県知事（熊本県土木部都市計画課）